

巻頭言

「協会の公益性を考える」

理事長 新谷 友良

5月28日の通常総会で新たな役員が選出されました。理事15名、監事2名でこれから2年間協会の運営に当たってまいります。会員の皆さまの絶大なご支援をお願いいたします。

協会はNPO法人となって15年が経過します。それ以前は、任意団体で法人格を持たずに活動を行っていました。任意団体であれば、公序良俗に反しない限り活動内容は自由ですが、NPO法人になると、法人格をもち、法律上の決まりに従って活動する必要があります。法律上の一番の決まりは非営利活動（公益）目的に沿って活動することです。その一方、法人格を持つことで、法律の認める団体として社会的な信用を得ることができます。協会は「公益目的に沿って活動することで、社会に貢献し、社会からの信用を得ている団体」ということができます。

また、協会は2012年認定NPOになりました。認定NPOは、NPO法人のなかで、とくに公益目的の活動を積極的に進める団体です。協会が認定取得を受けた2012年当時全国でNPO法人は5万弱ありましたが、認定NPOは約400でした。そして、協会は東京都で64番目の認定NPOとなりました。

認定NPOは5年ごとに認定の更新が必要なので、協会は今年度初めての認定更新の作業を行うこととなります。先に書きましたように、認定NPOでは、協会活動の公益性が一番の評価のポイントとなります。公益性は収入面に於いては寄付金の多寡、支出面では事業支出に占める特定非営利活動支出の割合がチェックされます。具体的に言いますと、収入に占める寄付金の割合が20%以上であることが必要で、支出面では事業費に占める特定非営利活動が80%以上であることが求められます。

私たちの毎日の生活は、自分のため（私益）の活動、仲間のため（共益）の活動、社会のため（公益）の活動が混ざり合っています。また、その活動が適切に混ざり合わない生活が非常にストレスの満ちたものとなります。その中で、「自分のため・仲間のため」は、その活動や結果がわかりやすいですが、「社会のため」の活動は分かりにくい面があります。そのため、公益目的については意識的にその内容を考え、伝え、周りの評価をいただく必要があります。これから2年間、認定NPOの更新作業を挟んで、協会の公益性をさまざまな角度から議論していきたいと思っております。